

船橋市夜間休日急病診療所 モニタリングシート(令和2年度)

令和3年11月

船橋市 健康・高齢部 健康政策課作成

船橋市夜間休日急病診療所 モニタリングシート(令和2年度)

目次

総合評価	1
1 管理の基本方針	1
2 業務計画	2
3 管理に係る収支予算	2
4 その他管理運営に関する計画	2
1 市民の平等な利用の確保に関すること	2
1-(1) 市民の平等な利用を促すための広報活動について	2
1-(2) 利用者のニーズの把握および対応について	2
1-(3) 市指定モニタリング以外のモニタリングに関する考え方	2
2 診療所の効用の最大限の発揮および効率的な管理に関すること	2
2-(1) 診療所の運営における経費節減について	2
3 管理を安定して行う能力に関すること	3
3-(1) 夜間及び休日における急病患者の診療を行う体制の確保について	3
3-(2) 個人情報保護に対する取り組みについて	3
3-(3) 施設、設備、備品等の保全、維持管理体制について	3
4 関係法令の遵守に関すること	3
4-(1) 関係法令の遵守について	3
5 苦情処理体制に関すること	4
5-(1) 利用者からの苦情申立に対する対応について	4
6 危機管理体制に関すること	4
6-(1) 診療所での事故発生時における対応体制について	4

施設名	船橋市夜間休日急病診療所
指定管理者	公益財団法人 船橋市医療公社
所管課	健康・高齢部 健康政策課
評価対象期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
所管課評価責任者	健康・高齢部長 土屋 仁志

総合評価	A
-------------	----------

総合評価の基準の目安	
S	細項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合以上である
A	細項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合未満である 細項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である
B	細項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない 細項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である
C	細項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合より少ない
D	上記に関わらず、細項目内に一つでもDがある場合

※総合評価は「所管課評価」だけを対象に評価する

細項目別評価状況	
S	事業計画以上の優れた管理運営がなされている
A	概ね事業計画どおりに管理運営がなされている
B	概ね事業計画どおりに管理運営がなされているが、一部軽易な改善事項あり
C	事業計画どおりの管理運営がなされておらず、早急な改善を要する
D	指定の取消しをせざるを得ないような不適切な管理運営がなされている

大項目	1 管理の基本方針		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	市民が急な怪我や病気で夜間や休日の受診を希望した際には、いつでも受診できるよう診療所の環境を整えたか。	S	S
	診療所を受診する市民が不安や不快感を持たないように配慮をしたか。	S	S
	船橋市と連携を図り、市の医療施策について積極的に協力したか。	S	S

大項目	2 業務計画		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	条例に定められた時間通りに診療を行ったか。	A	A
大項目	3 管理に係る収支予算		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	概ね収支予算に基づいた運営を行ったか。	A	A
大項目	4 その他管理運営に関する計画		
中項目	1 市民の平等な利用の確保に関すること		
小項目	1-(1) 市民の平等な利用を促すための広報活動について		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	診療所の診療時間及び受付時間等について、ホームページに掲載を行ったか。	A	S
小項目	1-(2) 利用者のニーズの把握および対応について		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	船橋市が実施するアンケートの回収に努めたか。	A	A
小項目	1-(3) 市指定モニタリング以外のモニタリングに関する考え方		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	常時、患者からの意見や要望を聴取したか。	A	A
	患者の意見や要望に対する結果について対応処理簿を作成して適正に管理したか。	A	A
中項目	2 診療所の効用の最大限の発揮および効率的な管理に関すること		
小項目	2-(1) 診療所の運営における経費節減について		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	定期的に医薬品等の在庫管理を行い、期限切れなどで廃棄しなければならない薬品を最小限にとどめるなど無駄を省くよう努めたか。	S	S
	節水やエアコンの温度設定を考慮するなど光熱水費の支出を抑えるよう努めたか。	A	A

	感染症等の流行状況や診療所に来所する患者の動向などを勘案し、診療所に従事する人員の適正配置に努め、不要な人件費の削減を図ったか。	S	S
中項目	3 管理を安定して行う能力に関すること		
小項目	3ー(1) 夜間及び休日における急病患者の診療を行う体制の確保について		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	医療安全委員会を開催し、協議を行うことにより、より良い診療体制の構築が図られたか。	S	S
	職員の接遇向上を目的に研修等を実施したか。	A	A
小項目	3ー(2) 個人情報保護に対する取り組みについて		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	診療所に個人情報保護管理者を選任し、個人情報の適正な管理を実施したか。	A	A
小項目	3ー(3) 施設、設備、備品等の保全、維持管理体制について		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	医師賠償責任保険(医療施設特約付き)に加入したか。	S	S
	リースしている設備機器について定期的に保守点検を行ったか。	A	A
	備品等について耐用年数を勘案し計画的な更新を行うとともに、更新にあたり、安易な購入を避け、費用対効果を検討したか。	A	A
	施設や設備、備品等の点検を行い、早期発見により軽微な修繕で対応できたか。	A	A
中項目	4 関係法令の遵守に関すること		
小項目	4ー(1) 関係法令の遵守について		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	管理業務を行うにあたり、基本協定書第3条に定める法令に従うことのほか、「公益財団法人船橋市医療公社個人情報保護規程」に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めたか。	S	S
	「船橋市夜間休日急病診療所医療安全管理指針」により、医療安全推進者を選任し、適切な対応に努めたか。	A	S

	「船橋市夜間休日急病診療所医療安全管理指針」に規定する船橋市夜間休日急病診療所院内感染対策指針に基づき、院内感染の防止に努めたか。	S	S
中項目	5 苦情処理体制に関すること		
小項目	5ー(1) 利用者からの苦情申立に対する対応について		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	苦情やトラブルに対して、迅速で誠意ある対応を心がけたか。	A	A
	苦情対応マニュアルを策定し、統一した対応が取れる体制を構築したか。	A	A
	苦情が発生した際には直ちに市へ報告をしたか。	A	A
中項目	6 危機管理体制に関すること		
小項目	6ー(1) 診療所での事故発生時における対応体制について		
細項目		所管課 評価	指定管理 者評価
	「緊急時対応マニュアル」や「非常災害時対応マニュアル」等を整備し、緊急時に職員が統一した対応が取れるよう事故・防犯等への対応から解決までを明記したか。	A	A
	緊急時の連絡・責任体制を定めたか。	S	S
	感染症対策を施し、流行の拡大を防ぎ患者が安心して受診できる対応に努めたか。	S	S